

資料 3

3月25日 食品衛生分科会

文書配布による報告事項等に関する資料

(3) 文書による報告品目等

① 農藥等

・ クレソキシムメチル（適用拡大）	1
・ クロラントラニリプロール（インポートトレランス申請+適用拡大）	7
・ メロキシカム（使用基準の変更）	15

クレスキシムメチル (Kresoxim-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があつたもの。										
構造式	<p>The chemical structure shows a 4-(4-chlorophenoxy)-2-(methylsulfonyl)-5-methyl-2H-1,3-dioxole-2-one molecule. It consists of a central five-membered dioxole ring fused to a six-membered pyrone ring. The pyrone ring has a carbonyl group at position 2, which is substituted with a methylsulfonyl group (-OCH₂CH₃). At position 5 of the pyrone ring, there is a methyl group (-CH₃). The dioxole ring is substituted with a 4-chlorophenoxy group at position 4.</p>										
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系の殺菌剤である。ミトコンドリア内のチトクローム電子伝達系阻害による呼吸阻害で、結果として胞子発芽及び菌糸伸長を阻害し、殺菌効果を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	かんきつ／そうか病、なし／うどんこ病 等										
我が国の登録状況	かんきつ、なし等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1998年に JMPR における毒性評価が行われ ADI が設定されている。国際基準は大麦、仁果類等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、ぶどう等に、カナダにおいてりんご、なし等に、EUにおいてトウモロコシ、大豆等に、オーストラリアにおいてすいか、りんご等に、ニュージーランドにおいてりんご、小麦等に残留基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI : 0.36 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性試験及び発がん性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 36 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及び魚介類にあっては、クレスキシムメチルのみとし、畜産物にあっては、クレスキシムメチル及び代謝物 M9 とする。 一部の作物残留試験において、代謝物 M2、M9 及びそれらの抱合体の分析が行われているが、いずれもクレスキシムメチルと比較して十分に低い残留量であることから、農産物の規制対象には含めないこととする。 国際基準は、反芻類及び家禽における代謝試験の結果、各組織で代謝物 M9 が主要な残留物であったため、畜産物における規制対象を代謝物 M9 としている。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>21.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>12.5</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	10.8	幼小児 (1~6歳)	21.3	妊婦	9.5	高齢者 (65歳以上)	12.5
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	10.8										
幼小児 (1~6歳)	21.3										
妊婦	9.5										
高齢者 (65歳以上)	12.5										

	TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)
意見聴取の状況	平成 27 年 1 月 30 日に在京大使館への説明を実施 平成 27 年 2 月 26 日～平成 27 年 4 月 27 日 WTO 通報を実施 平成 27 年 2 月 26 日～平成 27 年 3 月 27 日パブリックコメントを実施
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.1	0.1	○	0.05		<0.005,0.018/<0.02
大麦	5	5	○	0.1		0.282,1.91(\$)
ライ麦	5	5	○	0.05		(大麦参照)
その他の穀類	5	5	○			(大麦参照)
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
てんさい	0.1	0.1	○			
はくさい	2	2	○			0.983,0.671
その他のあぶらな科野菜	25	25	○			6.0,18.8(\$)(タアサイ)
しゅんぎく	20	20	○			6.16,13.1(\$)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	10	○			2.6,3.8(サラダ菜)
その他のきく科野菜	25	25	○			18.6(\$)(#),6.72(食用ぎく)
たまねぎ	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.790,0.334(根深ねぎ)
にんにく	0.1	0.1	○			0.442,0.773(葉ねぎ)
にら	25	25	○			
アスパラガス	1	1	○			8.49,17.2(\$)
わけぎ	2	2	○			0.5,<0.3
その他のゆり科野菜	25	25	○			4.0,16(\$)(葉にんにく)
にんじん	0.2	0.2	○			0.050,0.009
パセリ	25	25	○			10.8,18.2(\$)
セロリ	15	15	○			6.52(\$),4.66
ピーマン	2	2	○			0.382,0.829
なす	3	3	○			1.13(#),1.06(#)
その他のなす科野菜	3	3	○			1.3(\$),0.4(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーリックを含む。)	0.5	0.5	○	0.05		0.130,0.122
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	2	○			0.56(\$),0.31(ズッキーニ)
しろり	0.3	0.3	○			
すいか	1	1	○			
メロン類果実	1	1	○			
その他のうり科野菜	0.3	0.3	○			0.10,0.06(きゅうり(花・果実))
未成熟えんどう	1		申			0.48,0.35
その他の野菜	60	60	○			44.6(\$)(#),30.2(#) (食用かえで(葉))
みかん	2	2	○			0.765,0.606
なつみかんの果実全体	5	10	○			0.922,1.82(\$)
レモン	10	10	○			(かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○	0.5		(かぼす参照)
グレープフルーツ	10	10	○	0.5		(かぼす参照)
ライム	10	10	○			(かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	10	10	○			4.55,1.48(かぼす)
りんご	5	5	○	0.2		1.42,1.68(#)
日本なし	5	5	○	0.2		1.50,2.26
西洋なし	5	5	○	0.2		(日本なし参照)
マルメロ	0.2	0.2		0.2		
もも	1	1	○			
ネクタリン	5	5	○			
あんず(アプリコットを含む。)	5	5	○			2.26,1.72 (うめ、すもも参照)
すもも(ブルーンを含む。)	2	2	○			0.94,0.8
うめ	5	5	○			1.64,2.60
いちご	5	5	○			
ブルーベリー	5	5	○			
クランベリー	0.9	0.9				
その他のベリー類果実	1	1				<0.5(#),3.0(#) 【EU ブラックカラント参照】 【0.50,0.22(#),0.18,0.13, 0.16(n=5)(EU)(ブラックカラント)】

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぶどう	15	15	○	1		5.68,6.58
かき	5	5	○			
バナナ	5	5	○			1.93(#),1.70(#)
キウイ	1	1	○			
マンゴー	0.3	0.3	○			0.10,0.10
その他の果実	1	1	○	0.2		0.34,0.33(あけび(果実))
茶	15	15	○			8.28,7.28(荒茶)
その他のスペイス	25	25	○			9.90,16.5(\$) (みかん果皮)
その他のハーブ	30	30	○			4.68,20.8(\$) (食用西洋たんぽぽ)
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		
魚介類	0.03	0.03				推:0.021
干しぶどう		2		2		
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)		0.7		0.7		

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

クレソキシムメチル

食品名	残留基準値 ppm	
小麦	0.1	
大麦	5	
ライ麦	5	
その他の穀類 ^{注1)}	5	※今回基準値を設定するクレソキシムメチルとは、農産物及び魚介類にあっては、クレソキシムメチルをいい、畜産物にあっては、クレソキシムメチル及び代謝物M9をクレソキシムメチル含量に換算したものの和をいう。
やまいも(長いもをいう。)	0.02	
てんさい	0.1	
はくさい	2	
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	25	
しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) その他のきく科野菜 ^{注3)}	20 10 25	注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく	0.02 2 0.1	
にら アスパラガス	25 1	
わけぎ その他のゆり科野菜 ^{注4)}	2 25	注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
にんじん パセリ セロリ	0.2 25 15	
ピーマン なす その他のなす科野菜 ^{注5)}	2 3 3	注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5 2	
しろうり すいか メロン類果実 その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.3 1 1 0.3	注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。 注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
未成熟えんどう	1	
その他の野菜 ^{注7)}	60	
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	2 5 10 10 10 10 10	注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょウが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ	5 5 5 0.2	
もも ネクタリン	1 5	注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。

食品名	ppm	残留基準値
あんず(アプリコットを含む。)	5	
すもも(ブルーンを含む。)	2	
うめ	5	
いちご	5	
ブルーベリー	5	
クランベリー	0.9	
その他のベリー類果実 ^{注9)}	1	
ぶどう	15	
かき	5	
バナナ	5	
キウイ	1	
マンゴー	0.3	
その他の果実 ^{注10)}	1	
茶	15	
その他のスパイス ^{注11)}	25	
その他のハーブ ^{注12)}	30	
牛の筋肉	0.05	
豚の筋肉	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.05	
牛の脂肪	0.05	
豚の脂肪	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	
牛の肝臓	0.05	
豚の肝臓	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	
牛の腎臓	0.05	
豚の腎臓	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	
牛の食用部分 ^{注14)}	0.05	
豚の食用部分	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.05	
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.05	
鶏の脂肪	0.05	
その他の家きんの脂肪	0.05	
魚介類	0.03	

注9)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスペイス以外のものをいう。

注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、ペプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

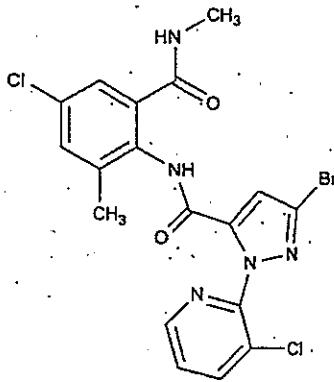
注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注15)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

クロラントラニリプロール (Chlorantraniliprole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	アントラニリックジアミド系殺虫剤である。鱗翅目、双翅目、鞘翅目及び半翅目昆虫の筋小胞体膜のカルシウムチャンネル（リアノジン受容体）に作用してカルシウムイオンを放出させ、筋収縮を起こすことにより殺虫効果を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	キャベツ／コナガ、はくさい／アオムシ 等										
我が国の登録状況	キャベツ、はくさい等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	<p>2008年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準は穀類、葉菜類、果菜類、仁果類果実、核果類果実等に設定されている。</p> <p>米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、びわ等に、カナダにおいてりんご、あんず等に、EUにおいてりんご、ナツツ類等に、オーストラリアにおいてぶどう、レタス等に、ニュージーランドにおいてアボカド、ばれいしょ等に基準値が設定されている。</p>										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.26 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 18ヶ月間 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 26.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：クロラントラニリプロールとする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>28.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>55.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>31.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	28.5	幼小児 (1~6歳)	55.1	妊婦	28.1	高齢者 (65歳以上)	31.6
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	28.5										
幼小児 (1~6歳)	55.1										
妊婦	28.1										
高齢者 (65歳以上)	31.6										
意見聴取の状況	<p>平成27年1月9日に在京大使館への説明を実施 平成27年2月2日～平成27年4月3日 WTO通報を実施 平成27年1月23日～平成27年2月21日パブリックコメントを実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
小麦	6	0.02	IT	0.02	6.0	アメリカ 【0.183-0.409(n=5)(米 国)】
大麦	6	0.02	IT	0.02	6.0	アメリカ 【1.91-1.96(n=3)(米国)】 【米国ソルガム参照】
ライ麦	6	0.02	IT	0.02	6.0	アメリカ
とうもろこし	0.6	0.6	○			
そば	6	0.02	IT	0.02	6.0	アメリカ 【米国ソルガム参照】
その他の穀類	6	0.02	IT	0.02	6.0	アメリカ 【0.786-1.49(n=3)(ソルガ ム)(米国)】
大豆	0.2	0.2	○		2.0	アメリカ 0.03,<0.01,0.01,0.01 【<0.005(#)– 0.027(#) (n=3)(オーストラリア)】
小豆類	1	2			1	オーストラリア 【0.32(#)–0.42(#) (n=2)(緑 豆)(オーストラリア)】
えんどう	1	2			1	オーストラリア 【オーストラリアのひよこ 豆、緑豆、だいすき参照】
そら豆	1	2			1	オーストラリア 【オーストラリアのひよこ 豆、緑豆、だいすき参照】
らっかせい	0.06	2	IT		0.06	アメリカ 【<0.003–0.034(n=6)(米 国)】
その他の豆類	1	2			1	オーストラリア 【<0.005(#)–0.14(#) (n=2) (ひよこ豆)(オーストラリア)】 【オーストラリアの緑豆参 照】
ほれいしょ	0.02	0.02			0.02	
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	0.05	○	0.02		<0.01,<0.01
かんしょ	0.05	0.05	○	0.02		<0.01,<0.01
やまいも(長いもをいう)	0.05	0.05	○	0.02		<0.01,<0.01
こんにゃくいも	0.02	0.02			0.02	
その他のいも類	0.02	0.02			0.02	
てんさい	0.02	0.02			0.02	
さとうきび	14	14		0.5	14	アメリカ 【0.69(#)–12.04(#) (n=21) (とうもろこし茎葉)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.5	0.05	○	0.5	0.3	アメリカ 【0.027–0.23(n=6)(米 国)】
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	40	20	○	40		
かぶ類の根	0.2	0.2	○	0.02		0.02, 0.03(\$)
かぶ類の葉	20	20	○	20		3.21, 3.36
西洋わさび	0.02	0.02		0.02		
クレソン	20	20	○	20		1.22, 3.08
はくさい	20	20	○	20		
キャベツ	4	4	○	2	4.0	アメリカ 【0.033–1.1(n=10) (外葉あり)(米国)】
芽キャベツ	4	4		2	4.0	アメリカ 【0.037–0.078(n=3) (外葉なし)(米国)】
ケール	20	20	○	20		
こまつな	20	20	○	20		
きょうな	20	20	○	20		
チングンサイ	20	11	○	20		
カリフラワー	4	4	○	2	4.0	アメリカ 【米国キャベツ、ブロッコ リー参照】
ブロッコリー	4	4	○	2	4.0	アメリカ 【0.12(#)–0.67(#) (n=9)(米 国)】
その他のあぶらな科野菜	20	20	○	20		
ごぼう	0.02	0.02		0.02		
サルシフィー	0.02	0.02		0.02		

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国外 基準値 ppm	
アーティチョーク	4	4		2		【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
チコリ	20	20		20		
エンダイブ	20	20		20		
しゅんぎく	20	20		20		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	20	20	○	20		【0.012(#)-2.4(#)(n=10)(外葉あり)(レタス)(米国)】 【0.043(#)-0.47(#)(n=3)(外葉なし)(レタス)(米国)】 【3.2(#)-6.2(#)(n=7)(リーフレタス)(米国)】
その他のきく科野菜	20	20	○	20		
ねぎ(リーキを含む)	3	2	○・IT	3.0	アメリカ	【0.406-1.49(n=5)(米国)】 【米国ねぎ参照】
にら	3		IT	3.0	アメリカ	
アスパラガス	0.1	13	○			0.02, 0.02
その他のゆり科野菜	3		IT	3.0	アメリカ	【米国ねぎ参照】
にんじん	0.08	0.02		0.08	アメリカ	
パースニップ	0.02	0.02		0.02		
バセリ	13	13	○		アメリカ	【米国レタス、リーフレタス、セロリ参照】
セロリ	13	13		7	アメリカ	【0.99(#)-3.6(#)(n=7)(外葉あり)(米国)】 【0.19(#)-2.5(#)(n=3)(外葉なし)(米国)】
その他のせり科野菜	13	13		0.02		【米国レタス、リーフレタス、セロリ参照】
トマト	0.7	0.7	○	0.6		トマト: 0.19, 0.04 ミニトマト: 0.12, 0.07
ピーマン	1	1	○	0.6	1 EU	0.38, 0.22
なす	0.7	0.7	○	0.6		0.06, 0.26(\$)
その他のなす科野菜	20	20	○	20		
きゅうり(ガーリックを含む)	0.3	0.3	○	0.3		
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.3	0.3	○	0.3		
しろとうり	0.3	0.3		0.3		
すいか※1	0.1	0.1	○	0.3		
メロン類果実※1	0.1	0.1	○	0.3		
まくわうり※1	0.1	0.1		0.3		
その他のうり科野菜	20	20	○	20		
ほうれんそう	20	20	○	20		
オクラ	0.7	0.6	申	0.6		0.27, 0.15
しようが	0.05		申			0.01, <0.01
未成熟えんどう	2	0.7	○・IT	2	2.0 アメリカ	【0.444-0.640(n=4)(米国)】
未成熟いんげん	0.8	0.5	○・IT	0.8		
えだまめ	1	1	○			0.14, 0.32(\$)
マッシュルーム	0.6	0.6		0.6		
しいたけ	0.6	0.6		0.6		
その他のきのこ類	0.6	0.6		0.6		
その他の野菜	20	20	○	20		
みかん※2	0.1	0.1		0.5		
なつみかんの果実全体	0.5	1		0.5		
レモン	0.5	1		0.5		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.5	1		0.5		
グレープフルーツ	0.5	1		0.5		
ライム	0.5	1		0.5		
その他のかんきつ類果実	0.5	1		0.5		
りんご	1	1	○	0.4	1.2 アメリカ	【0.010(#)-0.23(#)(n=17)(米国)】

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
日本なし	1	1	○	0.4	1.2	アメリカ	【米国西洋なし参照】 【0.016(#)-0.13(#)(n=11)(米国)】
西洋なし	1	1	○	0.4	1.2	アメリカ	【米国りんご及び西洋なし参照】
マルメロ	1	1		0.4	1.2	アメリカ	
びわ	0.4	0.3					
もも※3	0.4	0.4	○		4.0	アメリカ	【0.0639(#)-0.891(#)(n=23)(米国)】
ネクタリン	4	4	○	1	4.0	アメリカ	【米国もも、すもも、おうとう参照】
あんず(アブリコットを含む)	4	4	○	1	4.0	アメリカ	【米国もも、すもも、おうとう参照】
すもも(ブルーンを含む)	4	4	○	1	4.0	アメリカ	【0.004(#)-0.076(#)(n=17)(米国)】 0.32, 0.44
うめ	1	1	○	1			【0.056(#)-0.57(#)(n=13)(米国)】
おうどう(チェリーを含む)	1	1	○	1			
いちご	1	1	○	1			
ラズベリー	2	2		1	1.8	アメリカ	【0.0902(#)-0.513(#)(n=6)(米国)】
ブラックベリー	2	2		1	1.8	アメリカ	【0.049(#), 0.436(#)(n=2)(米国)】
ブルーベリー	3	3		1	2.5	アメリカ	【0.108(#)-0.840(#)(n=9)(米国)】
クランベリー	3	3		1	2.5	アメリカ	【米国ブルーベリー参照】
ハックルベリー	3	3		1	2.5	アメリカ	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	3	3		1	2.5	アメリカ	【米国ブルーベリー参照】
ぶどう	2	2	○	1			0.16, 0.51(\$)
かき	0.3	4	○		4.0	アメリカ	0.07, 0.07
バナナ		4			4.0	アメリカ	
パパイヤ		2			4.0	アメリカ	
アボカド	0.5	4			0.5	ニュージーランド	【0.15, 0.31(n=2)(ニュージーランド)】
パイナップル		2			1.5	アメリカ	
グアバ		4			4.0	アメリカ	
マンゴー		4			4.0	アメリカ	
パッションフルーツ		2			4.0	アメリカ	
その他の果実	1	4		1			
ひまわりの種子	2	2		2	2.0	アメリカ	【0.030-0.82(n=6)(米国)】
ごまの種子	0.3	0.3	○				【米国綿実参照】
べにばなの種子	2	2			2.0	アメリカ	【米国ひまわり及びなたね参照】
綿実	0.3	0.3		0.3			【0.006-0.34(n=14)(米国)】
なたね	2	2		2	2.0	アメリカ	【0.14-1.0(n=6)(米国)】
その他のオイルシード	0.3	0.3					【米国綿実参照】
きんなん	0.02	0.02		0.02			
くり	0.04	0.04		0.02	0.04	アメリカ	【米国アーモンド及びペカン参照】
ペカン	0.04	0.04		0.02	0.04	アメリカ	【0.003(#)-0.015(#)(n=6)】
アーモンド	0.04	0.04		0.02	0.04	アメリカ	【0.004(#)-0.008(#)(n=6)】
くるみ	0.04	0.04		0.02	0.04	アメリカ	【米国アーモンド及びペカン参照】
その他のナッツ類	0.04	0.04		0.02	0.04	アメリカ	【米国アーモンド及びペカン参照】
茶	50	50	○				29.8, 38.6(荒茶) 【0.098(#)-0.205(#)(n=4)(米国)】
コーヒー豆	0.4	0.4		0.05	0.4	アメリカ	
カカオ豆※4	0.08	0.08			0.08	アメリカ	【米国アーモンド及びペカン参照】
ホップ	40	90		40			

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国外 基準値 ppm	
その他のスパイス	90	14		0.02	90	アメリカ 【17.0, 19.8(n=2)(ティル種子)(米国)】 7.76, 17.3(\$)(しそ)
その他のハーブ	25	25	○	20		
牛の筋肉	0.2	0.2		0.2		
豚の筋肉	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.2		
牛の脂肪	0.3	0.3		0.5	アメリカ	推:0.12 【牛の脂肪参照】
豚の脂肪	0.3	0.3		0.05	アメリカ	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3		0.5	アメリカ	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.3	0.3		0.5	アメリカ	推:0.10 【牛の肝臓参照】
豚の肝臓	0.3	0.3		0.05	アメリカ	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3		0.5	アメリカ	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.2	0.2		0.5	アメリカ	推:0.07 【牛の腎臓参照】
豚の腎臓	0.2	0.2		0.05	アメリカ	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2		0.5	アメリカ	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【牛の腎臓参照】
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05	0.1	アメリカ 推:0.01
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.01	0.05	アメリカ 推:0.01 【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01	0.2	アメリカ 推:0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01	0.2	アメリカ 【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.02	0.02		0.01	0.2	アメリカ 推:0.01
その他の家きんの肝臓	0.02	0.02		0.01	0.2	アメリカ 【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.02	0.02		0.01	0.2	アメリカ 【鶏の腎臓参照】
その他の家きんの腎臓	0.02	0.02		0.01	0.2	アメリカ 【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分	0.02	0.02		0.01	0.2	アメリカ 【鶏の腎臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.02	0.02		0.01	0.2	アメリカ 【鶏の腎臓参照】
鶏の卵	0.2	0.2		0.2	0.2	アメリカ 推:0.09
その他の家きんの卵	0.2	0.2		0.2	0.2	アメリカ 【鶏の卵参照】
蕉介類	0.05	0.05		5	5	推:0.05
どうがらし(乾燥させたもの)						

※1すいか、メロン類果実及びまくわうりにおいては、国際基準の残留基準に加工係数0.3（可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比）を乗じた値を基準値案とした。

※2みかんにおいては、国際基準の残留基準に加工係数0.24（可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比）を乗じた値を基準値案とした。

※3ももにおいては、米国の残留基準に国内残留試験より算出した加工係数0.1（可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比）を乗じた値を基準値案とした。

※4カカオ豆の基準値については、外皮を含まないものに適用するものとする。

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

クロラントラニリプロール

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	6
大麦	6
ライ麦	6
どうもろこし	0.6
そば	6
その他の穀類 ^{注1)}	6
大豆	0.2
小豆類 ^{注2)}	1
えんどう	1
そら豆	1
らっかせい	1
その他の豆類 ^{注3)}	0.06
ぼれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
こんにゃくいも	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
てんさい	0.02
さとうきび	14
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	40
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.02
クレソン	20
はくさい	20
キャベツ	4
芽キャベツ	4
ケール	20
こまつな	20
きょうな	20
チングンサイ	20
カリフラワー	4
ブロッコリー	4
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	20
ごぼう	0.02
サルシフィー	0.02
アーティチョーク	4
チコリ	20
エンダイブ	20
しゅんぎく	20
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20
その他のきく科野菜 ^{注6)}	20
ねぎ(リーキを含む。)	3
にら	3
アスパラガス	0.1
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	3
にんじん	0.08
パースニップ	0.02

食品名	ppm	残留基準値
パセリ	13	
セロリ	13	
その他のせり科野菜 ^{注8)}	13	注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、ペースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト	0.7	
ピーマン	1	
なす	0.7	
その他のなす科野菜 ^{注9)}	20	注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	
しろうり	0.3	
すいか	0.1	
メロン類果実	0.1	
まくわうり	0.1	
その他のうり科野菜 ^{注10)}	20	
ほうれんそう	20	
オクラ	0.7	
しょうが	0.05	
未成熟えんどう	2	注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
未成熟いんげん	0.8	
えだまめ	1	
マッシュルーム	0.6	
しいたけ	0.6	
その他のきのこ類 ^{注11)}	0.6	注12)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
その他の野菜 ^{注12)}	20	
みかん	0.1	
なつみかんの果実全体	0.5	
レモン	0.5	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	注13)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
グレープフルーツ	0.5	
ライム	0.5	
その他のかんきつ類果実 ^{注13)}	0.5	
りんご	1	
日本なし	1	
西洋なし	1	
マルメロ	1	
びわ	0.4	
もも	0.4	
ネクタリン	4	
あんず(アプリコットを含む。)	4	
すもも(ブルーンを含む。)	4	
うめ	1	
おうとう(チェリーを含む。)	1	
いちご	1	注14)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ラズベリー	2	
ブラックベリー	2	
ブルーベリー	3	
クランベリー	3	
ハックルベリー	3	
その他のベリー類果実 ^{注14)}	3	注15)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パインアップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイ
ぶどう	2	
かき	0.3	
アボカド	0.5	
その他の果実 ^{注15)}	1	
ひまわりの種子	2	ス以外のものをいう。

食品名	ppm	残留基準値
ごまの種子	0.3	
べにばなの種子	2	
綿実	0.3	
なたね	2	
その他のオイルシード ^{注16)}	0.3	
ぎんなん	0.02	
くり	0.04	
ペカン	0.04	
アーモンド	0.04	
くるみ	0.04	
その他のナッツ類 ^{注17)}	0.04	
茶	50	
コーヒー豆	0.4	
カカオ豆	0.08	
ホップ	40	
その他のスパイス ^{注18)}	90	
その他のハーブ ^{注19)}	25	
牛の筋肉	0.2	
豚の筋肉	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注20)} の筋肉	0.2	
牛の脂肪	0.3	
豚の脂肪	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	
牛の肝臓	0.3	
豚の肝臓	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	
牛の腎臓	0.2	
豚の腎臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	
牛の食用部分 ^{注21)}	0.2	
豚の食用部分	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	
乳	0.05	
鶏の筋肉	0.02	
その他の家きん ^{注22)} の筋肉	0.02	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.02	
その他の家きんの肝臓	0.02	
鶏の腎臓	0.02	
その他の家きんの腎臓	0.02	
鶏の食用部分	0.02	
その他の家きんの食用部分	0.02	
鶏の卵	0.2	
その他の家きんの卵	0.2	
魚介類	0.05	

注16)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスペイス以外のものをいう。

注17)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注18)「その他のスペイス」とは、スペイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、ペプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

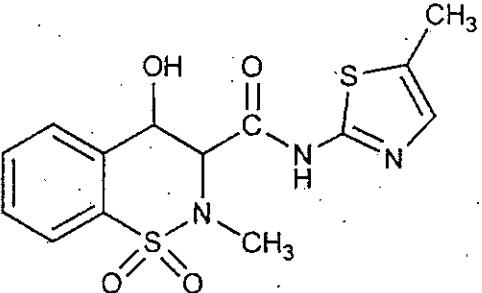
注19)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注20)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注21)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注22)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

メロキシカム (Mefoxicam)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の使用基準の変更に伴う意見聴取のあつたもの。										
構造式	 <p>The chemical structure of Mefoxicam is shown. It consists of a 4-hydroxy-2-methyl-2-(methylsulfonyl)-N-methyl-N-(4-methylphenyl)butanamide core. The molecule features a benzene ring substituted with a methylsulfonyl group (-SO2CH3) at position 2 and a 4-methylphenyl group at position 4. At position 2, there is also a hydroxyl group (-OH) and a methylene group (-CH2-) attached to a nitrogen atom, which is further bonded to a methyl group (-CH3) and part of a carbonyl group (-C(=O)-NH-). The carbonyl group is also bonded to the 4-methylphenyl group.</p>										
用途	動物用医薬品／抗炎症薬										
作用機構	非ステロイド性抗炎症薬 (NSAIDs) で、生体のアラキドン酸カスケード中のシクロオキシゲナーゼ (COX) を阻害し、炎症メディエーターであるプロスタグランジン (PG) 類やトロンボキサン (TX) 類の生合成を抑制することにより、鎮痛・抗炎症作用を発揮すると考えられている。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として牛に承認されている。										
諸外国の状況	JECFAにおいて評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、カナダ、EU、オーストラリア及びニュージーランドにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.00063 mg/kg 体重/day [設定根拠] 妊娠 17 日～分娩後 21 日 周産期及び授乳期投与試験(ラット・強制経口) 最小毒性量 0.125 mg/kg 体重/day 安全係数 200</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メロキシカムとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>69.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>13.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	17.5	幼小児 (1~6歳)	69.1	妊婦	22.9	高齢者 (65歳以上)	13.8
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	17.5										
幼小児 (1~6歳)	69.1										
妊婦	22.9										
高齢者 (65歳以上)	13.8										
意見聴取の状況	平成 27 年 1 月 30 日に在京大使館への説明を実施 平成 27 年 2 月 27 日～平成 27 年 4 月 28 日 WTO 通報を実施 平成 27 年 2 月 26 日～平成 27 年 3 月 27 日パブリックコメントを実施										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.02	0.02	○			<0.02
豚の筋肉	0.01	0.01				<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.02				<0.01
牛の脂肪	0.02	0.02	○			(牛の筋肉参照)
豚の脂肪	0.01	0.01				<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.02				(その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉参照)
牛の肝臓	0.05	0.05	○			0.02±0.01
豚の肝臓	0.01	0.01				<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02				<0.02
牛の腎臓	0.05	0.05	○			0.02±0.01
豚の腎臓	0.01	0.01				<0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1				0.06±0.02
牛の食用部分	0.05	0.05	○			(牛の肝臓及び腎臓参照)
豚の食用部分	0.01	0.01				(豚の肝臓及び腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1				(その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓参照)
乳	0.02	0.02	申			0.02±0.01

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において承認のあるもの

申:動物用医薬品の使用基準の変更について意見聴取がなされたもの

メロキシカム

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注2)}	0.05
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.02

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。